

平成18年度 第2回 定例理事会 速報録

日 時 平成18年7月6日(木) 16:00～18:00
場 所 ホテルグランヴィア岡山(4階・フェニックスの間)
出 席 者 定数60名(出席45名、委任状13名、計58名) 顧問・参与等11名

山本会長の開会挨拶、第57回日本病院学会・土井学会長の挨拶を実施したのち、財津 晃(前代議員会議長、副会長等を歴任)先生のご逝去(7月5日)に接し黙祷を実施した。

〔承認事項〕

1. 会員の入退会について

正会員の入会が6件、退会2件、賛助会員の入会2件、退会3件について諮られ、承認された。7月6日現在・正会員2,690会員(公的933、私的1,757、総病床数709,603)、賛助会員509会員となった。

2. 各団体からの依頼について

(新規：委員委嘱)

- ①監事(医療情報システム開発センター)の委嘱依頼
推薦者:武田 隆男 副会長
- ②理事(公衆衛生振興会)の推薦依頼
推薦者:奈良 昌治 副会長
- ③社会保険診療報酬委員会(日本医師会)委員の推薦
推薦者:加藤 正弘 代議員会議長
- ④予防行政のあり方に関する検討会(消防庁予防課)の委員の推薦
推薦者:奈良 昌治 副会長

(新規：後援等依頼)

- ①医療における健康食品セミナー(医療ネットワーク支援センター)の後援依頼
- ②フードシステムソリューション(2006)の協賛名義使用依頼

(継続：委員委嘱)

- ①顧問(神奈川県病院協会)の就任依頼について
委嘱者:山本 修三 会長
- ②医事法関係検討委員会(日本医師会)の委員推薦依頼について
委嘱者:大井 利夫 副会長
- ③理事(医療情報システム開発センター)の委嘱依頼
委嘱者:大井 利夫 副会長
- ④改定部会(日本医療機能評価機構)の委員推薦について
委嘱者:大井 利夫 副会長
- ⑤顧問(全国公私病院連盟)の顧問継続依頼
委嘱者:山本 修三 会長

(継続：後援等依頼)

- ①「病院情報システム管理者養成講座」(日本経営協会) 協賛名義使用依頼
- ②平成18年度ペースメーカー関連業務修得セミナー(日本臨床工学技士会)の後援依頼
- ③「九州ホスピタルショウ2006」(日本経営協会)の後援名義依頼
- ④第8回フォーラム「医療の改善活動」(医療のTQM推進協議会)の後援名義使用
- ⑤秋田県病院大会の後援依頼
- ⑥第5回医療機関広報フォーラム(日本広報協会)の後援名義使用依頼
- ⑦「救急の日2006」後援名義(日本救急医療財団)使用及び協賛金の協力依頼

上記の件について協議し、委員推薦、後援、協賛依頼を承認した。

3. 人間ドック健診施設機能評価の認定について

機能評価の認定施設として下記3施設を承認した。

- ①中野胃腸病院 健診センター なかの
- ②宇都宮社会保険病院
- ③財団法人 霞ヶ浦成人病研究事業団健診センター

4. 診療情報管理課程通信教育認定試験受験指定校の指定について

認定試験受験指定校として下記3施設の指定を承認した。

- ①国際医療管理専門学校(東京都)
- ②東亜大学(山口県)
- ③東京豊島医療福祉専門学校(東京都)

5. 「新医師臨床研修評価に関する検討会」設立に伴う寄付について

依頼に関する趣旨説明に止まり、内容を精査した上で改めて検討願うこととした。

6. WHO本部事務局長候補 尾身 茂 氏の支援について

あくまでも、個人の意思としての支援活動を前提とし、会員各位への寄付金協力を実施することとした。

7. 事務局職員の採用について

7月1日付けで下記2名の職員採用を実施した旨の報告を了承した。

- ・富岡 孝(学術部・参事)
- ・鈴木久之(総務部・参事)

[協議事項]

1. 定款施行細則及び選挙規程の改正について

定款施行細則及び選挙規程検討委員会で定款施行細則及び選挙規程の見直しを検討し、改正(案)について提案があった。改正の趣旨として、①定期の役員選挙時期に新旧役

員の交代を円滑に実施する。②任期途中で役員の欠員が生じた場合の欠員補充を速やかに実施する。③役員の定年制について検討する。④定款施行細則、選挙規程の見直し整備を図る。⑤理事の都道府県・公私病院の均衡について検討を図る。を挙げ逐一説明があった。協議の結果、定款施行細則（案）、選挙規程（案）については原案どおり承認され、7月6日の施行となった。

2. 医療制度改革への対応について

中医協の動向報告として、4月に実施した診療報酬改定の後始末という現状にある。また、今回の改定で中軸となった「療養病床の再編」は7月からの暫定的な措置があり、これらを含めて医療提供体制が検討される。さらに、各種管理料の整理、手術に関する施設基準については委員会を設置して検討する運びとなる。本会として、次回診療報酬改定への基本方針を固めて検討する必要がある。その他、中医協委員の推薦の見通し、日病協の動向報告、今回の診療報酬改定に伴う各医療機関での現状報告等があった。

3. 病院団体との連携について（日医・日病協・四病協 等）

四病協・総合部会の現状報告として、8人委員会は固定化した委員会ではなく、時宜に応じた課題があった場合は、総合部会で検討を図ることとし解散することとした。四病協・研修・認定センターの運営として、医療安全管理者養成研修、感染管理者養成研修、医師臨床研修指導者養成研修については、各団体での研修を実施し、認定は四病協で行う。診療情報管理士認定は四病協の総合部会に報告し、四病協と医療研修推進財団での認定とすること。また、従来置かれていた四病協の研修・認定センターの役員及び定款については廃止することを日病から申し出ている。さらに、日病協に関し、代表者会議では、政策も含めて検討することとし、個別の問題については実務者会議にワーキング委員会を設置し対応を図る旨が述べられ了承された。

〔報告事項〕

1. 各委員会等の開催報告について

時間の関係上、下記委員会について開催報告が実施され、その他の委員会報告については資料一読で報告に替えることとした。

①日本診療録管理学会・理事会（6/27）

日本診療録管理学会学術大会（学会長：森田信人・福井県立病院長）が8月24日（木）～25日（金）に福井市で開催される旨の報告。

②中小病院委員会（6/22）

日本病院学会時に開催するシンポジウム「中小病院の歩むべき道～輝く病院づくりのために～」で発表する平成18年度診療報酬改定影響度（前年同月比）の紹介。

③医療制度委員会（6/27）

委員の交代として、石井孝宜委員から大隈暁子（公認会計士）となった報告。社会保障審議会医療部会で地域医療支援病院等について検討する部会として「医療施設体系のあり方に関する検討会」を設置し検討する運びとなったが、委員構成には地域医療支援病院が加盟している団体からの委員参画はなく取りまとめについての危惧を抱く。今回の委員選出に限らず、今後の検討会の委員参画は日病協を母体として考慮願うよう厚生労働省に認識願う事を考えている。慶応義塾大学商学部・権丈善一教授による「医療経済学の潮流と今日の日本の医療政策」と題し講演、意見交換を実施した。

④倫理委員会（6/21）

尊厳死問題について検討し、主題としては、尊厳死法制化を考える議員連盟が取りまとめている「尊厳死の法制化に関する要綱骨子案」を基に委員との意見交換を実施。意見としては、日本尊厳死協会の会員（10万人）を対象とした法制化に対する疑義解釈、尊厳死と安楽死の相違点、医療現場での現状等について意見交換を実施し、委員会としては、安楽死に絞って議論し、「延命治療の中止に関するガイドライン」の策定を目指すこととした。この件に関し、6月14日に開催された「尊厳死法制化を考える議員連盟総会」でのヒアリング出席報告があった。

2. 平成18年度病院長・幹部職員セミナーの進捗状況について

8月3日（木）～4日（金）に大阪市で開催されるセミナーの概要と参加依頼を実施。以上の議案審議を終え、定刻に議了した。

社団法人日本病院会 定款施行細則

社団法人日本病院会定款第 40 条の規定による施行細則を次の如く定める。

(正会員の承認)

第 1 条 社団法人日本病院会定款（以下定款という）第 5 条の規定に定める病院の代表者は、当該病院が代表として届け出た医師とし、常任理事会で承認した者とする。

(入会届の様式)

第 2 条 定款第 6 条の規定による入会届は第 1 号様式による。

(退会届の様式)

第 3 条 定款第 6 条の規定による退会届は第 2 号様式による。

(会 費)

第 4 条 定款第 7 条の規定による年額会費はつぎに定める額とする。但し事業年度の中で入会した会員の当該年度の会費は下記算式による月割計算の額とする。

$$\text{会費} \times \frac{\text{入会した月以降 3 月までの月数}}{12}$$

正会員 基本会費と病床数別会費の合計額とする。ただし、病床数が 50 床以下の正会員については病床数別会費を免除する。また、病床数が 50 床を超え 100 床以下の正会員については病床数別会費に替えて一律 6,000 円を基本会費に加算した額とする。基本会費は 20 床から 200 床までは 1 病院 78,000 円(月 6,500 円×12)、201 床以上 300 床までは 84,000 円(月 7,000 円×12)、301 床から 400 床までは 104,000 円、401 床から 500 床までは 114,000 円、501 床から 600 床までは 124,000 円、601 床以上は 134,000 円。病

床数別会費はつぎによる。

一般病院 } 一床につき 160 円
精神病院 }
結核病院 一床につき 130 円
一般病院にある結核病床も
130 円で計算する。
ただし、600 床をもって上限とする。

特別会員 A 人間ドック健診施設の会員 50,000 円
B 個人の会員 会費免除
賛助会員 A 株式会社等主として会社 組織の会員 100,000 円
B 社団法人・財団法人・その他の法人および個人経営的な企業の会員 50,000 円
C 正会員として入会することが困難な病院の代表者で個人的に入会した会員 30,000 円
D 個人的に入会した会員 20,000 円

(会長代行)

第 5 条 この会に会長代行をおくことができる。会長代行は副会長の中から会長が指名し、会長不在等の時に会長の職務を代行する。

(会長、顧問および参与の再任)

第 5 条の 2 会長の再任については、特別の事情がある場合を除き、2 期を限度とする。

2 顧問および参与の再任については、原則として、2 期を限度とする

(選挙規程)

第 6 条 選挙規程は別に定める。

(代議員の選出)

第 7 条 代議員は各都道府県毎に正会員のうちから会員 50 名迄は 2 名、50 名又はその端

数を増す毎に1名の割で理事会が選出する。

- 2 前項の定数は公私病院の均衡をはかるものとする。
- 3 公私の区別はつぎのとおりとする。
公とは、医療法第7条の2第1項各号に掲げる者に国立病院等を加えたもの。
私とは公を除いたもの。

(理事の選出)

第8条 理事ならびに常任理事の数は公私病院の均衡をはかるものとする。

- 2 理事の定年は原則として78歳とする。
なお、任期途中で定年に達した場合には当該任期中はその職務を行う。

(常任理事の選出)

第9条 理事のうち常任理事の数は19名以内とする。

(補欠役員の選出)

第10条 理事又は監事に欠員が生じた場合、会長は、当該役員の残任期間について後任の候補者を代議員会あるいは臨時代議員会に推薦し、承認を求めることができる。

(常任理事会の運営)

第11条 定款第21条の規定による常任理事会の運営は理事会の議を経て会長がこれを定める。

- 2 常任理事会は毎月1回以上開催する。
- 3 監事、代議員会議長、副議長、各種委員会委員長及び支部長は、常任理事会に出席することができる。ただし、表決に加わることはできない。

(支部の設置)

第12条 日本病院会に支部を置くことができる。

- 2 支部の単位は都道府県別又はブロック別とする。ブロックは北海道、東北、関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国、四国、九州とする。

附 則

1. この細則は昭和29年7月1日から施行する。
2. この細則は昭和32年1月17日から施行する。
3. この細則は昭和51年12月4日から施行する。
4. この細則は昭和54年7月18日から施行する。
5. この細則は昭和58年2月26日から施行する。
6. この細則は昭和58年11月26日から施行する。
7. この細則は昭和59年4月1日から施行する。
8. この細則は昭和60年4月1日から施行する。
9. この細則は昭和62年11月28日から施行する。
10. この細則は昭和63年11月26日から施行する。
11. この細則は平成7年6月17日から施行する。
12. この細則は平成7年11月25日から施行する。
13. この細則は平成15年9月4日から施行する。
14. この細則は平成17年6月8日から施行する。
15. この細則は平成18年4月1日から施行する。
16. この細則は平成18年7月6日から施行する。

社団法人 日本病院会 選挙規程

(選挙人名簿)

第1条 第一次選挙人名簿は、選挙前年の12月1日をもって作成し、第二次選挙人名簿は2月1日をもって作成する。

- 2 この名簿には、選出される役員（理事および監事）の任期開始のとき、正会員となる者を含む。
- 3 この名簿には、当年度限りで正会員資格を失うことが確実な者は登載しない。
- 4 過去三年間会費を納入していない会員は選挙人名簿から除外する。

(選挙権および被選挙権)

第2条 選挙権および被選挙権を持つ者は本規定第1条の選挙人名簿登載者に限る。

- 2 選挙の委任代理は認めない。

(理事および監事の選出)

第3条 理事および監事の選出は単記無記名投票、または制限連記無記名投票によって行う。ただし、代議員会の議を経たときはこの限りでない。

(代議員会議長および副議長の選出)

第4条 代議員会議長および副議長の選出は、代議員の互選によって行う。

(選挙の期日と告示)

第5条 任期満了による選挙は当該年度末に新代議員会で行う。

- 2 選挙の告示は選挙前年の12月1日に会長が行う。

(役員の上候補届出)

第6条 理事または監事に立候補しようとする者は、所定の期日までに正会員3名以上の推薦状（第4号様式）を付して所定の様式（第3号様式）により会長に立候補の届出をしなければならない。

- 2 任期開始のとき正会員となる者が理事または監事に立候補しようとするときは、別に定める様式（第6号様式）により当該病院の現正会員からの申立を必要とする。

(役員の上候補届出の締切)

第7条 立候補届出の締切は選挙期日の6週間前とする。会長は選挙期日の2週間前に立候補者の氏名を正会員に通告しなければならない。

(選挙管理委員会)

第8条 理事、監事、代議員会議長および副議長の選出に関する業務を行うため選挙管理委員会を置く。

1. 選挙管理委員会は選挙告示前に組織し、選挙業務終了後に解散する。
 2. 選挙管理委員会の委員は5名とし、委員の任命は常任理事会の議を経て会長が委嘱する。
 3. 選挙管理委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選による。
- 2 選挙管理委員会の業務は次のとおりとする。
 1. 第1条に定める選挙人名簿の作成に関すること。
 2. 投票に使用する用紙を予め定めておくこと。
 3. 選挙会場における投票の管理・開票およびその結果の発表に関すること。
 4. その他選挙が厳正かつ公正に行われるために必要な措置。

(無効投票)

第9条 次の各号の1に該当する投票は無効とする。

1. 正規の投票用紙を用いていないもの。
2. 候補者でない者の氏名が記載してあるもの。

(当選者)

第10条 各選挙において、投票によって選挙を行ったときは有効投票の上位から順次当選者とする。ただし、得票数が同数であるときは、同数である得票者に開票立会人が籤をひかせてこれを決する。

- 2 第1条第2項の規定により立候補し選出された者が第2項に定める事実を欠くに至った場合には、役員に就任することはできない。

付 則

1. この規程は昭和27年6月8日から施行する。
2. この規程は昭和28年6月8日から施行する。
3. この規程は昭和32年1月17日から施行する。
4. この規程は昭和51年12月4日から施行する。
5. この規程は昭和54年7月18日から施行する。
6. この規程は昭和63年11月26日から施行する。
7. この規程は平成7年6月17日から施行する。
8. この規程は平成18年7月6日から施行する。